

1 人権教育と啓発の推進

現状と課題

◆本町では、基本的人権が尊重され、明るく住み良い地域社会の実現をめざし、行政や地域・企業などが協力して、人権・同和教育と啓発の推進に取り組んでいます。

◆人権問題の解決のためには、人権に関する知識と豊かな人権感覚を育てることが重要です。本町では、部落差別をはじめ、あらゆる差別の解決を目的として、7月の三月間(※注1)や12月の人権週間において町民のつどい(平成27(2015)年度からは人権フェスティバル)、街頭啓発、講演会などさまざまな啓発活動に努めています。

◆今日、同和問題や障がいのある人などに関わる差別発言や落書きなどの差別事象、さらにはインターネットの匿名性を利用した新たな人権問題も発生しています。

◆人権学習会などにおいて行っているアンケートの中には、「気づかされた」、「知らなかった」などの意見もあり、今までの人権啓発活動が充分浸透しておらず、人権問題が身近な問題として捉えられてはいなかったことがうかがえます。

◆今後は、行政、学校、家庭、地域、企業が互いの役割を認識し、相互に連携して効果的な教育啓発活動を行うとともに、人権問題を正しく理解できるよう努め、豊かな人権感覚を持った町民を育てていくことが求められています。



施策の内容

①学校における人権教育の推進

- (1) 人権教育を指導していく教職員自身の人権感覚を高めるため、人権・同和教育研修の充実に努めます。
- (2) それぞれの子どもの発達段階に応じて、人権に関する知的理解や人権感覚を養い、自尊感情を高めるため、学校の教育活動全体を通して「協力」「参加」「体験」を重視した人権学習を推進します。
- (3) 児童・生徒が自他のよさを認め合える人間関係を相互に形成していけるような環境づくりに努めます。
- (4) 高齢者、障がい者、外国人、インターネット等による人権侵害など、人権課題について理解と認識を深め、一人ひとりの多様性を尊重したり、様々な課題の解決に向かう姿勢や態度を育む教育に努めます。

②家庭や地域における人権教育の推進

- (1) 社会教育の場において、住民に多様な人権学習の場を提供するとともに、人権について家庭で話し合える環境づくりや啓発に努めます。
- (2) 地域での人権問題解決に主体的に活動できる人材を育成するため、指導者研修を実施します。
- (3) 差別に気づき、なくす行動をとることができる人材を育成するため、人権に関わる附属機関の委員や社会教育関係団体、企業などへの人権教育研修会の充実に努めます。

③人権啓発活動の充実

- (1) 町民に対する人権啓発を継続して実施していくため、広報「アクティブ新宮」を活用した効果的な啓発に努めます。
- (2) 三月間(7月)や人権週間(12月)における町民のつどいや街頭啓発、人権フェスティバルなどを通じて、同和問題をはじめとするさまざまな人権問題の啓発に努めます。

(※注1) 三月間(さんげっかん)とは、「同和問題啓発強調月間」、「社会を明るくする運動月間」、「青少年の非行・被害防止全国強調月間」の3つの運動を総称したもの。

2 人権行政の計画的推進

現状と課題

◆本町では、「基本的人権が尊重され、明るく住みよい地域社会の実現」をめざして、人権教育・啓発に取り組んできました。しかし、いまだに同和問題をはじめ、あらゆる差別が存在しているのも事実です。また、近年社会情勢の急激な変化や国際化、高齢化などを背景に、多様化・複雑化した新たな人権問題が発生してきており、より一層効果的な取り組みが求められるとともに、本町の実情に合った施策を展開していくことが必要です。

◆国が「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を制定したことを受けて、本町でも平成20(2008)年3月に新宮町人権教育・啓発基本指針を、平成21(2009)年3月には同指針実施計画を策定し、様々な施策を推進しています。

◆今後は、新宮町人権教育・啓発基本指針や同指針実施計画を周知・啓発するためには、適切に進捗管理していくことが必要です。また、より一層効果的な人権教育・啓発を行うために人権意識調査などを実施し、住民の人権意識を把握し、今後の人権施策に活かしていくことが求められています。



施策の内容

①人権施策の総合的な推進

- (1) 新宮町人権教育・啓発基本指針に基づく実施計画の計画的な実施に努めます。また、同指針の町民へのさらなる周知に努めます。
- (2) すべての施策を人権尊重の視点で検証・企画できるよう、職員の人権感覚を高めるとともに人材育成に努めます。また、人権教育・啓発基本指針の理念や人権施策の重要性を踏まえ、さまざまな行政の個別計画の策定を実施します。
- (3) 地域のつながりを密接にし、人と人とのふれあいの中で人権尊重の意識の高揚に努めます。
- (4) 企業が連携して人権問題を自発的に解決できるよう、新宮町企業内人権・同和問題研修推進会議が充実し、発展するよう努めます。
- (5) 戦争は極めて大きな人権侵害であることから、「新宮町非核平和都市宣言(昭和60(1985)年)」(※注1)の理念を踏まえ、平和祈念事業を引き続き推進します。
- (6) だれもが安心して安全で快適な生活を送ることができるよう、バリアフリー化やユニバーサルデザイン(※注2)の考えに基づくまちづくりを推進します。

(※注1) 新宮町非核平和都市宣言とは、世界唯一の被爆国として、全世界の人々に非核三原則の堅持とあらゆる核兵器の全面廃絶を訴え、人類の生存、恒久平和に向けて貢献する決意の表明。

(※注2) ユニバーサルデザインとは、文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障がい・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計(デザイン)のこと。

(※注3) ドメスティックバイオレンス(DV)とは、一般的に配偶者や恋人など親密な関係にある、または、あったものからふるわれる暴力全般のこと。

②各種団体・機関との連携

- (1) 総合人権行政を推進するため、新宮町人権・同和教育推進協議会、国・県や他の自治体など関係機関との連携の強化に努めます。
- (2) インターネットによる人権侵害に速やかに対応するため、法務局や警察などの各関係機関との連携に努めます。
- (3) 子どもやお年寄りを人権侵害から守るため、要保護児童対策地域協議会、高齢者見守りネットワークなどと連携し、組織力の強化に努めます。

③人権に関する相談体制の充実

- (1) ドメスティックバイオレンス(DV)(※注3)、児童虐待などの個別具体的な人権侵害事案については、人権擁護委員や法務局、警察、その他の相談機関と連携しながら救済を図るとともに、専門員の配置など、人権に関する相談体制の充実に努めます。

④人権意識・生活実態の把握と施策の充実

- (1) 人権意識調査や生活実態調査から明らかになった課題について、解決するための施策を実施します。

3 男女共同参画の社会づくり

現状と課題

◆本町では、男女がともに尊重し合い、支え合い、あらゆる分野で個性や能力を発揮できる男女共同参画社会(※注1)の実現に向けて、さまざまな施策を総合的かつ計画的に進めていくため、平成26(2014)年に「新宮町男女共同参画基本計画」を策定しました。

◆現在でも“男は仕事、女は家庭”など、依然として固定的性別役割分担意識が残っています。また、男女共同参画という言葉がわかりにくく理解できていないことや、意識が希薄であること、情報の不足が男女の不平等や女性の社会進出の妨げとなっています。男女共同参画の実現にあたっては、誰もがその必要性を認識し意識を高めていくことがもっとも重要です。今後、あらゆる機会を捉えて、教育・啓発活動を進め、男女共同参画の意識を育んでいくことが必要となります。

◆女性が仕事を継続していくためには、仕事と家庭の両立が大きな課題となっています。女性の社会進出が進む中、自らの意志・選択に応じて働くためには、労働環境や職場風土など働きやすい環境づくりはもちろんのこと、女性の再雇用についても支援していく必要があります。また、育児等への父親の参加は増えている状況はうかがえるものの、女性が仕事と家庭を両立するためには、男性の家庭責任への意識が欠かせません。公的な両立支援とあわせて、家庭内の男女共同参画意識をつくっていくことが重要です。

◆これまで以上に活発な地域活動を行っていくためには、従来の慣行やしきたりにとらわれず、地域活動のあらゆる場において男女共同参画の視点を持ち、すべての人がともに地域づくりを担っていく必要があります。

◆ドメスティック・バイオレンス(DV)をはじめとする男女間の暴力行為は、重大な人権侵害で許されるものではありません。その認識のもとに、暴力の未然防止及び被害者の支援体制の充実が今後求められます。

施策の内容

①男女共同参画の意識づくり

- (1) 固定的な性別役割分担意識やそれに基づく社会慣行・慣習を見直し、男女共同参画について認識してもらうため、さまざまな機会や媒体を通じた情報提供及び啓発活動を積極的に実施します。
- (2) 性差別を含む様々な人権問題の解消に向けて、住民が互いの人権を尊重できるよう、人権教育・啓発を推進します。
- (3) 学校教育の場で男女平等意識を育む教育を推進するとともに、家庭や地域においても男女共同参画が実践されるよう、生涯にわたり学習を続けられる環境づくりに努めます。
- (4) 人権意識の高い先進国の取り組みに学び、国際的な視野に立って男女共同参画を推進していくことができる人材の育成に努めます。

②男女がともに参画し、支えあう環境づくり

- (1) 町政のあらゆる分野で男女共同参画の視点に基づき、審議会等への女性委員登用や女性管理職の登用を推進します。
- (2) 男女がともに対等なパートナーとして能力を発揮し、自らの意志に応じていきいきと働くことができるよう、事業所等への啓発をはじめ、職員の育児休業・介護休業の取得推進、女性の再就職支援に努めます。

(※注1) 男女共同参画社会とは、男女が社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のこと。

(※注2) ワーク・ライフ・バランスとは、「仕事と生活の調和」の意味で、働きながら生活も充実させられるよう、職場や社会環境を整えること。日本では、人口減少社会に対応すべく、次世代の労働力の確保のため、仕事と育児の両立や多様な働き方を提供していくこと。

- (3) 誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できるよう、ワーク・ライフ・バランス(※注2)促進に向けた啓発活動や男性の育児参加の促進、育児や介護における公的支援の充実に努めます。
- (4) あらゆる地域活動において男女共同参画の視点に立った取り組みを進めていくため、行政区や育成会などと連携を図るとともに、地域リーダー等への啓発に努めます。

③男女が安心して健やかに暮らせる生活への支援

- (1) 暴力行為は深刻な人権侵害であるとの認識のもと、ドメスティック・バイオレンス(DV)やストーカー等の被害の未然防止に取り組むとともに、相談支援や被害の早期発見など、支援体制の充実に努めます。
- (2) さまざまな困難な状況に置かれている人々をはじめ、すべての人が安心して暮らせるよう、男女共同参画の視点に立って生活を支援します。